

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成21年11月30日
歌志内市総務財政課

■ 健全化判断比率

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------------------|----------|----------|---------|----------|
| 平成20年度決算 健全化判断比率 | — % | — % | 26.8% | 238.3% |
| (早期健全化基準) | (15.00%) | (20.00%) | (25.0%) | (350.0%) |
| (財政再生基準) | (20.00%) | (40.00%) | (35.0%) | / |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

■ 資金不足比率

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | (経営健全化基準) |
|-----------------|--------|-----------|
| 病院事業会計 | — % | (20.0%) |
| 市営公共下水道 特別会計 | — % | (20.0%) |
| 市営神威岳観光 特別会計 | — % | (20.0%) |

※ 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 平成20年度の健全化判断比率並びに資金不足比率について

健全化判断比率

本市の健全化判断比率の各比率については、下記のとおりとなっています。
平成20年度は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は健全な段階ですが、実質公債費比率については早期健全化基準を上回り、「早期健全化団体」に該当することとなります。

(1) 実質赤字比率 — % (実質収支比率 5.17%)

※赤字額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等には一般会計と市営改良住宅特別会計、市営住宅特別会計が含まれます。
平成20年度は、各会計とも実質赤字額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

ア 一般会計等の実質収支 (単位:千円)

| 会 計 名 | 歳入総額 A | 歳出総額 B | 歳入歳出 差 引 額 C(A-B) | 翌年度へ繰り 越すべき財源 D | 実質収支額 E(C-D) |
|-----------------|-----------|-----------|-------------------------|-----------------------|-----------------|
| 一 般 会 計 | 4,635,664 | 4,495,304 | 140,360 | 14,635 | 125,725 |
| 市営改良住宅特別会計 | 173,653 | 173,653 | 0 | 0 | 0 |
| 市 営 住 宅 特 別 会 計 | 152,776 | 152,776 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 4,962,093 | 4,821,733 | 140,360 | 14,635 | 125,725 |

(単位:千円)

| | |
|-----------------|-----------|
| イ 標準財政規模 | 2,429,117 |
| うち、臨時財政対策債発行可能額 | 106,187 |

《算定方法》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{アのE欄合計(※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

(3) 実質公債費比率 26.8 % (3か年平均)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債発行に際し許可が必要になり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

平成20年度は、分子となる元利償還金や病院事業会計、市営公共下水道特別会計に対する公営企業準元利償還金も減少したことなどから、前年度と比較して数値が改善しました。しかし、早期健全化基準(25.0%)を上回る算定結果となりました。

(単位:千円)

| 区分 | 金額 | 備考 |
|--------------------------|-----------|---|
| ア 元利償還金(公債費充当一般財源) | 676,386 | ※繰上償還金を除く |
| イ 準元利償還金 | 400,891 | 公営企業債繰入金 公債費に準じる一部事務組合等負担金 公債費に準じる債務負担行為等 |
| ウ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 | 648,670 | 事業費補正、密度補正により算入された額 災害復旧費等に係る額 |
| エ 標準財政規模 | 2,429,117 | 臨時財政対策債発行可能額を含む |
| 実質公債費比率(単年度) | 24.07300% | H18 28.51524% H19 27.98021% |

《算定方法》

$$\text{実質公債費比率(単年度)} = \frac{(\text{ア} + \text{イ}) - \text{ウ}}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

本市の実質公債費比率は、炭鉱閉山後の地域振興策(公営住宅整備、スキー場ゲレンデ整備など)の実施による起債の発行や不適切な長期借入金の影響などにより、比率が高くなっています。

平成20年度決算で早期健全化基準の25%を超えたため「早期健全化団体」に該当することとなりますが、今後の比率は、すでに策定済みの「公債費負担適正化計画」において管理されており、平成21年度決算では早期健全化基準を下回る見込みです。

(4) 将来負担比率 238.3%

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

平成20年度は、充当可能財源である財政調整基金への積立を行ったため、比率は減少しましたが、将来負担額のうち地方債現在高、公営企業債等繰入見込額が依然大きな比率を占めており、一般会計等及び公営企業会計における地方債の残高が大きいことを示しています。

(単位:千円)

| 区分 | 金額 | 備考 |
|---|-----------|--------------------------------------|
| ア 一般会計等に係る地方債の現在高 | 5,905,869 | |
| イ 債務負担行為に基づく支出予定額 | 0 | |
| ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 | 2,916,685 | 市営公共下水道特別会計、病院事業会計、市営神威岳観光特別会計の繰入見込額 |
| エ 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額 | 413,677 | 砂川地区保健衛生組合、中空知広域水道企業団 |
| オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 | 1,864,520 | 一般会計等対象職員 |
| カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 | 0 | |
| キ 連結実質赤字額 | 0 | |
| ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 | 0 | |
| ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額 | 325,238 | 財政調整基金、改良住宅敷金基金、市営住宅敷金基金、歌志内ふるさと応援基金 |
| コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入 | 2,037,134 | 住宅使用料、老人措置費負担金 |
| サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 | 4,494,703 | |
| シ 標準財政規模 | 2,429,117 | 臨時財政対策債発行可能額を含む |
| ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 | 648,670 | |

《算定方法》

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}) - (\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ})}{\text{シ} - \text{ス}}$$

資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、これが生じた場合には資金不足の早期解消を図る必要があります。

平成20年度は、全ての公営企業において資金不足額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

法適用企業(病院事業会計) — % (資金剰余比率 20.52%)

※ 資金不足額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

ア 資金不足額 (単位:千円)

| 会計名 | 流動資産 A | 流動負債 B | 算入地方債 C | 資金不足額又は資金剰余额 D(A-B-C) |
|--------|-----------|-----------|------------|--------------------------|
| 病院事業会計 | 124,351 | 39,659 | 0 | 84,692 |

※ D欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

イ 事業の規模 (単位:千円)

| 会計名 | 営業収益の額 E | 受託工事の額 F | 事業の規模 G(E-F) | 備考 |
|--------|-------------|-------------|-----------------|----|
| 病院事業会計 | 412,707 | 0 | 412,707 | |

《算定方法》

$$\text{資金不足比率(法適用)} = \frac{D(\text{※マイナスの場合のみ})}{G}$$

法非適用企業(市営公共下水道特別会計) — % (資金剰余比率 0.00%)

法非適用企業(市営神威岳観光特別会計) — % (資金剰余比率 0.00%)

※ 資金不足額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

ア 資金不足額 (単位:千円)

| 会計名 | 歳入額 A | 歳出額 B | 算入地方債 C | 資金不足額又は資金剰余额 D(A-B-C) |
|-------------|----------|----------|------------|--------------------------|
| 市営公共下水道特別会計 | 686,164 | 686,164 | 0 | 0 |
| 市営神威岳観光特別会計 | 136,651 | 136,651 | 0 | 0 |

※ D欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

イ 事業の規模 (単位:千円)

| 会計名 | 営業収益の額 E | 受託工事の額 F | 事業の規模 G(E-F) | 備考 |
|-------------|-------------|-------------|-----------------|----|
| 市営公共下水道特別会計 | 90,556 | 0 | 90,556 | |
| 市営神威岳観光特別会計 | 188,327 | 0 | 188,327 | |

《算定方法》

$$\text{資金不足比率(法非適用)} = \frac{D(\text{※マイナスの場合のみ})}{G}$$